

第36回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和2年5月29日（金）

場所 市役所4階 大会議室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第4号 農地法第5条許可申請について

議第5号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 畔屋地区の交換分合計画の同意（案）について

議第6号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 本条地区の交換分合計画の同意（案）について

議第7号 令和2年度農地パトロール（農地利用状況調査）について

その他 6月総会の会議開催予定日時

第37回総会を6月30日（火）午後で開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

お疲れ様でございます。皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。5月14日に新潟県の新型コロナウイルス緊急事態宣言が解除され、1都1道3県以外の往来は6月から可ということになりましたが、前回に引き続きまして、マスク・消毒・3密回避で皆様からご協力をいただいております。ありがとうございます。

それでは、ただ今から第36回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願いいたします。

黒坂会長

皆様、お忙しい中ご苦勞様でございます。5月末になりますと、大規模農家を除いて、

ほとんどの方は田植えが終わったと思います。

今、どこにいても話題は新型コロナウイルスで、農業においても重大な事態となっております。例えば学校給食・地元の催し物・宴会が中止となり、食材や花が廃棄処分となるなど、農業者は非常に厳しい状況に置かれています。また、イベントが 10 万件以上中止になり、そこで働いている方が休業を余儀なくされることから、経済が動かず不況になり大変な状況が今後起こると心配しているところです。

先ほど局長が言った通り、緊急事態宣言は解除されました。しかし解除されたと同時に第二波の心配がありますので、私たちも 3 密を避けながら、新しい生活様式を取り入れながら第二波の感染を防ぐ必要があります。

では、これより総会に入らせていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田事務局長

事務局です。委員数は 19 人であります。現在の出席委員数は 19 人で、過半数であることをご報告いたします。

なお、農地最適化推進委員の出席委員数は 20 人であります。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 36 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、1 番 茂田井 良雄委員、11 番 笹川 與一委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 高柳町門出字上ノ山〇〇番〇 外 13 筆 田 4127 m² 畑 2661 m² 計 6788 m²。高柳町門出〇〇番地 〇〇 〇〇。比角一丁目〇番〇号 〇 〇〇。自作地の贈与。新規就農です。

申請番号 2 大字下田尻字樋堀〇〇番〇 畑 176 m²。大字下田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。大字下田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字宮之窪字本村〇〇番〇 田 208 m²。大字宮之窪〇〇番地 〇〇 〇〇。車庫・物置。第 2 種でございます。申請地は、既に車庫等敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 大字横山字樋田〇〇番〇 畑 66 m²。大字横山〇〇番地 〇〇 〇〇。倉庫。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 錦町字石ノ町〇〇番〇 田 272 m²。駅前二丁目〇番〇号 〇〇 〇。鏡町〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。当初計画者の住宅を建てる予定でしたが、これを取り止め、承継者の住宅を建てるものです。第 3 種でございます。議第 4 号第 5 条許可申請 申請番号 2 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第4号 農地法第5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書4ページをご覧ください。議第4号 農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 松波二丁目字川向新田〇〇番〇 外6筆 畑 816.22 m²。豊町〇番〇号 〇〇 〇〇。松波二丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。工場敷地拡張。第3種でございます。

申請番号2 錦町字石ノ町〇〇番〇 田 272 m²。駅前二丁目〇番〇号 〇〇 〇。鏡町〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第3種でございます。議第3号第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号3 大字上方字西田〇〇番 外3筆 田 1138 m²。大字上方〇〇番地 〇〇 〇〇。穂波町〇番〇号 〇〇 〇〇。養鯉池。第2種でございます。

申請番号4 大字下田尻字横町〇〇番〇 田 330 m²。大字下田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。新潟市中央区万代五丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第2種でございます。

申請番号5 半田一丁目字箕輪〇番〇 外1筆 田 162 m²。駅前二丁目〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。半田二丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。建売住宅。第3種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表5ページのとおり、特に問題と案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

—「議長」との声あり—

No.9 河合 則雄委員

1番の松波の〇〇〇〇〇の件で、前から疑問に思っていたのですが、以前この場所は橋場の土地で排水路があり、その排水路を埋め立てて会社の庭にしています。排水路という

公共用地を断りもなく埋め立てて自分の庭にして、そんなことはできるのでしょうか。それができるのなら他の人もやってしまいます。

阿部係長

敷地内の法定外公共物の水路については、売り払い申請地として申請しています。私共としては手続きに問題なしとしました。

申請書の添付書類の中に、転用前に町内会に挨拶と説明に何うと書いてあります。また、トイレ手洗いはなく生活排水は該当せず、雨水は鯖石川に排水と、水に関して書いてあります。

No.9 河合 則雄委員

水路とか川とかあかみちは公共用地でしょう。U字溝を入れた橋場の水路です。それを昔から埋め立てて庭にしているわけですが、橋場に挨拶はしていないと思います。聞いていません。

霜田事務局長

この水路について具体的にいつ払い下げになるのかは分かりませんが、基本的に法定外公共物は申請をして払い下げを受けます。その前段として町内から了解を得るという話で、いつ払い下げをするかということはまだ把握していないので確認したいと思います。

No.9 河合 則雄委員

納得いきません。公共用地を勝手に埋め立てて芝生を植えて庭を作って、〇〇〇〇〇の社長にもおかしいのではないかとっているのですが。この一帯は橋場の土地なのに一切橋場に断りもなく、農道などを工場にして使用しているわけです。例えば自分の土地の水路を内緒で埋め立てて使うことができるのならば、皆やってしまいますし、農業用水でも蓋をして埋め立てられるということです。橋場の水路であるのに勝手にやるのはおかしい話です。ルール違反です。

阿部係長

この申請番号 1 は今回保留ということで来月に持ち越し、それまでに行政書士の先生も含めて確認させてもらって、来月再度提案という形を取らせてもらいます。

議長

ただ今、阿部係長が提案したとおり、申請番号 1 を除いて処理したいと思います。解決するまで許可を待ったほうが農業委員会としてもよいと思います。

No.9 河合 則雄委員

例えばあかみちを売買する場合は、地域の印鑑が必要で、いろいろ大変です。それなのに今回の件は一切話が来ていないので納得できないわけです。

議長

許可を受けるにあたって、橋場に話をつけるという文面があったと聞いたので、それがなかったら先に進められないと思いますので、皆様にはこの案件を外して審議をしていただきたいと思います。

それでは申請番号 2 番から 5 番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の 2 番から 5 番について、申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第 4 号の 2 番から 5 番について、申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 畔屋地区の交換分合計画の同意（案）について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議第 5 号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 畔屋地区の交換分合計画の同意（案）について、ご説明申し上げます。

議案書 5 ページをご覧ください。議案書本文を読み上げます。

令和 2 年 5 月 1 日付け柏土改第 93 号で、柏崎土地改良区から土地改良法に基づく標記交換分合計画を実施するにあたり、土地改良法第 99 条第 3 項の規定に基づく同意を求められたので、別紙のとおり承認と決定をするものとする。

現在、畔屋地区において、土地改良事業が進められております。本件の交換分合計画は、ほ場整備事業地区内外の所有農地の入れ替えを行い、ほ場整備事業の円滑な実施と換地による農地の利用集積を図るために実施するもので、実施に当たり、この度柏崎土地改良区理事長から、当農業委員会長に対し、土地改良法第 99 条第 3 項の規定に基づく同意の依頼がありました。

土地改良区が交換分合を行うには県知事の許可を受ける必要があります、その申請をするには、関係農業委員会の同意書を添付しなければならないことになっています。

その同意書案は 6 ページのとおりで、また、交換分合に係る土地の位置及び土地の明細については、7 ページから 9 ページのとおりとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 本条地区の交換分合計画の同意（案）について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。

議第 6 号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 本条地区の交換分合計画の同意（案）についてご説明申し上げます。

議案書 10 ページをご覧ください。

本案も、柏崎土地改良区から、先ほどの議第 5 号と同様の趣旨で、対象を現在土地改良事業が進められている本条地区として、令和 2 年 5 月 1 日付け柏土改第 94 号で、土地改良法に基づく交換分合計画を実施するにあたり、土地改良法第 99 条第 3 項の規定に基づく同意を依頼されたものであります。議案書本文は、土地改良区からの依頼文書の発番号が異なるのみですので、省略させていただきます。

同意書案は 11 ページのとおり、交換分合に係る土地の位置及び土地の明細については、12 ページから 14 ページのとおりとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 7 号 令和 2 年度農地パトロール（農地利用状況調査）について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 15 ページをご覧ください。議第 7 号 令和 2 年度農地パトロール（利用状況調査）について、ご説明いたします。

例年は、本パトロールを 7・8 月に実施しておりましたが、今年度は委員の改選もあり、時期を前倒しして実施するものです。

この実施要領は新潟県農業会議が策定いたしました令和元年度「農地パトロール月間」

実施要領に基づき柏崎版を作成いたしました。詳細については後ほどご確認ください。
パトロールについて、具体的に説明させていただきます。

1 趣旨

平成 28 年 4 月の法改正により農地利用最適化推進員が設置されることとなり、優良な農地の確保と利用調整等の観点から「農地パトロール月間」を設定し、集中的に取り組むものとします。

2 目的

- ・ 遊休農地の実態把握と是正指導
- ・ 違反転用の早期発見と是正指導
- ・ 不法投棄の早期発見と是正指導

3 実施方法

- ・ 地区別に班編成をしてパトロールをします。
- ・ 全農業委員及び農地利用最適化推進委員、場合によっては農家組合長や事務局職員も加えて、パトロールを実施してください。
- ・ 目に見える活動を図るため「腕章、キャップ、ゼッケン」を着用してください。
- ・ 農地パトロールマグネットシートを事務局でお貸しします。パトロールの際は車に装着してください。
- ・ 写真はデジタルカメラを使用し、データを保存したSDカードをお借りしたいと思います。8月7日（金）までに事務局に提出してください。

4 利用状況調査の対象と内容

○ 調査対象農地

- ・ 農用地区域内の農地及びその周辺部における優良農地
- ・ 遊休・荒廃農地、耕作放棄地、違反転用地、盛土等

特に違反転用地に関しては、工事の中止や現状復旧等の命令に従わない場合、個人にあっては「3年以下の懲役または300万円以下の罰金」が、法人にあっては「1億円以下の罰金」といった厳しい罰則が科されるほどの重大な違法行為です。ご注意ください。

○ 準備する資料

- ・ 農地パトロール実施結果報告書
- ・ 農地パトロール結果（個票）
- ・ パトロール管内地図（7月総会開催時に返却）

これらは各班々長にお配りしました大きな封筒の中にございます。報告書等が不足した場合は事務局までご連絡ください。皆様でコピーしていただいても結構です。

5 調査スケジュール

○ 調査時期

- ・ 6月1日から7月12日
- ・ 実施日、時間は各班で必ず打合せを行ってください。
- ・ 調査結果は、8月7日（金）までに事務局にご報告ください。

以上、説明をさせていただきました。

昨年は皆様からのパトロール報告により、4件の農地について、農地所有者に対し利用調査を行い、その全てから「今後は耕作する」との回答をいただきました。ありがとうございました。今年度もよろしく申し上げます。

パトロール中の事故及びけがには十分ご注意ください。また、クマによる被害防止についても細心の注意を払うようお願いいたします。加えて、パトロール時に限ったことではありませんが、3密の回避、うがい・手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染防止にもご配慮ください。

なお、この会議室は17時まで取っております。総会終了後、ここで打ち合わせをしていただいても結構です。以上です。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第7号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第7号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

農地パトロールの班編成について、5時までこの会議室は開いているので、利用してください。

その他の事項について事務局からお願いします。

霜田事務局長

4 枚クリップ留めの書類、第 36 回農業委員会総会（R2.5.29）事務局事務連絡をご覧ください。

1 今後の予定（別紙参照）

- ・農業委員会中越協議会互選会（黒坂会長）

6月12日（金）13時から 長岡市さいわいプラザ

新潟県農業会議主催の2年ごとの役員改選がありますので、黒坂会長にはその互選に行ってください。

- ・第24期柏崎市農業委員会委員「事前説明会」

7月6日（月）13時30分から 市役所本館4階 大会議室

7月20日に辞令交付式と第1回総会を13時半から行いますが、それに先立ちまして、当日の流れや提出書類等の事前の説明を行います。

- ・第24期柏崎市農業委員会委員「辞令交付式及び第1回総会」

7月20日（月）13時30分から 市役所本館4階 大会議室

市長から辞令交付をいただき、第1回総会で会長と職務代理者の選出をしていただきます。続いて写真の撮影会も行います。第41号の農業委員会だよりには新農業委員の顔写真と抱負を掲載予定です。

- ・第24期柏崎市農業委員会新任委員勉強会

7月31日（金）9時30分から 市役所本館4階 大会議室

新任委員の勉強会を午前に行い、午後からは総会となります。

2 第24期柏崎市農業委員会農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当地区分担（案）について

- ・4月24日（金）から5月21日（木） 農地利用最適化推進委員応募（締切）

27名の定員のところ17名が留任、10名が新任ということで応募いただきました。

24名の方が推薦をいただき、3名の方が自薦です。

- ・5月29日（金）委員担当地区分担表（案）を提示・照会

- ・6月15日（月）委員担当地区分担表の修正及び回答

今、お配りした担当地区の分担表を見て、農業委員を中心に推進委員と話をさせていただき、担当はこの地区でよいか、入れ替えしたらどうか等、事務局にご回答をください。皆様から回答いただいたことを会議にかけ、修正した分担表を6月30日の選任の議案に示すので、ご承認をいただきたいと思います。

- ・6月24日（水）地区分担表を修正、運営会議へ報告

- ・6月30日（火）第24期農業委員会農地利用最適化推進委員の選任

次回37回の総会で、24期委員の選任を議案として上程しますので、皆様23期委

員から承認をいただきたいと思います。

3 第 37 回農業委員会総会（農業委員・推進委員）

6 月 30 日（火）午後 市役所本館 4 階 大会議室
事務局から、以上です。

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。もうほとんどの方が田植えを終えられたと思いますが、私はもう一品種残っていて、あと 1 週間か 10 日ぐらいで終わるかなと思っています。

局長から説明があった中の担当地区分担表ですが、委員についてまだ確定していない内部資料ですので、外に情報が出ないように注意をお願いします。

最近目に見えるところにイノシシが出ておりまして、日中堂々とウロチョロしている姿を見かけます。カラス等は駆除が始まっていますが、6 月に入るとイノシシへの罾がスタートするようです。相当な数があるらしく、西山でも 3 頭くらいが連なって騒いでいたりするようで、うちのあたりでも畑をしているとだんだん寄ってきて、人馴れしてしまい大変困ったことになってきました。

6 月から 7 月にかけては農地パトロール等いろいろありますが、目に見えるイノシシや目に見えないウイルス、両方に気を付けていただきながら、実質 1 か月半ほどの任期ではありますが、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

霜田事務局長

今ほど職務代理のほうから話がありましたが、委員の件は柏崎市議会の 6 月定例会に上げて、議会の最終日 6 月 22 日に同意をいただく予定ですので、新委員の話は委員の間だけでしていただくよう、よろしくお願ひします。

閉会 午後 2 時 20 分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____